

衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月11日（水）、第24回の委員会が開かれました。

- 1 ①こども家庭庁設置法案（内閣提出第38号）
- ②こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第39号）
- ③こども基本法案（加藤勝信君外10名提出、衆法第25号）
- ④子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外11名提出、衆法第8号）
- ⑤子ども育成基本法案（三木圭恵君外2名提出、衆法第27号）
 - ・野田国務大臣、鰐淵文部科学大臣政務官及び政府参考人並びに提出者加藤勝信君、勝目康君、塩崎彰久君、丹羽秀樹君、岡本あき子君、早稲田ゆき君及び三木圭恵君に対し質疑を行いました。
 - （質疑者）藤井比早之君（自民）、河西宏一君（公明）、大西健介君（立民）、荒井優君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、山田勝彦君（立民）、阿部知子君（立民）、堤かなめ君（立民）、森田俊和君（立民）、堀場幸子君（維新）、阿部司君（維新）、早坂敦君（維新）、足立康史君（維新）、浅野哲君（国民）、緒方林太郎君（有志）、塩川鉄也君（共産）、櫛渕万里君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤井比早之君（自民）

- （1） こども基本法案（以下「自公案」という。）
 - ア 基本理念と基本的施策との関係
 - イ こどもの意見表明の機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保の具体的内容
- （2） 子供の性被害防止の取組
- （3） こども家庭庁の設置による縦割り行政の打破
 - ア CDR（予防のための子供の死亡検証）の推進方策の検討
 - イ 縦割りを排してヤングケアラー対策を充実させる必要性
 - ウ 縦割りを排して障害児及び障害者支援に取り組む必要性
 - エ 縦割りを排して児童虐待防止、いじめ防止の対応を充実強化する必要性
 - オ 認定こども園、待機児童解消対策及び放課後児童クラブへの支援を抜本的に強化する必要性並びに地方公共団体における教育部門と保育部門を連携させる具体策
- （4） 不妊治療の保険適用に対する世間の反応
- （5） 子供を希望する者に対する支援についての従前及び今後の取組
- （6） こども家庭庁が設置される意義及び果たす役割

河西宏一君（公明）

- （1） 厚生労働省における児童虐待に関する検証の中で、心中を除いた3歳未満の子供の割合、子供の死亡時の母親の就業状況で最多のもの及び地域社会との接触状況が乏しいと思われる家庭の割合
- （2） 保育所等の定員充足率についての現状認識
- （3） 地域の実情に応じて専業主婦家庭でも保育所を定期的に利用できる制度を創設する必要性
- （4） 保育の必要性認定の柔軟化及び専業主婦家庭でも保育所を定期的に利用できる制度の創設についての野田国務大臣の見解
- （5） こども家庭庁における若者政策への取組の方向性
- （6） こども家庭庁におけるこどもや若者からの意見聴取の具体的な方向性及びユースワーカーやコーディネーター等の媒介者との連携策

大西健介君（立民）

こども家庭庁設置法案

- ア 組織の名称を「こども庁」としなかった理由
- イ 「誤った子供中心主義」という概念の有無に対する野田国務大臣の見解
- ウ 附則に検討条項を設け、子供の権利擁護のための独立した第三者機関（いわゆるコミッショナー）の設置について期限を区切って検討する必要性
- エ 附則第2項に基づく検討後に子供コミッショナーを設置しないという結論を出す可能性の有無
- オ こども家庭庁創設により子供の精神的幸福度が改善する可能性
- カ こども家庭庁の所管にDV防止、育児休業制度等を含める必要性
- キ こども家庭庁創設を契機に、児童手当の対象を高校卒業年次までに延長する必要性
- ク こども家庭庁が文部科学省や地方公共団体に対して外国籍の子供の不就学の解消に取り組むよう勧告する必要性
- ケ こども家庭庁が初等中等教育を所管する必要性

荒井優君（立民）

いじめ防止対策

- ア こども家庭庁創設によりいじめの件数が減少する可能性
- イ 深刻ないじめ事案が発生する要因
- ウ 学校現場に十分な予算及び人員を充て、いじめの問題を改善する必要性

藤岡隆雄君（立民）

(1) こども家庭庁の職員の体制

- ア こども家庭庁がプロパー職員の採用を行うことの確認
- イ プロパー職員を採用することについての野田国務大臣の決意

(2) 保護者が運営する放課後児童クラブについて、社会福祉法人やNPO等に運営を委託する必要性

山田勝彦君（立民）

(1) 障害児支援

- ア 特別支援学校の設立への支援策
- イ こども家庭庁の設立により特別支援学校の設立も含めた子供政策への予算が大幅に増額されることの確認

(2) フリースクールへの支援

- ア 支援を強化する必要性及びその方法
- イ 貧困世帯やひとり親世帯の利用料の自己負担分を国が補助する必要性

阿部知子君（立民）

(1) 子供政策を担当する内閣府特命担当大臣を専任とする必要性

(2) 産後ケア事業

- ア 同事業への県の役割の重要性及び総務省の行政評価調査への対応についての野田国務大臣の見解
- イ 全国展開を見据え利用者調査を行う必要性

堤かなめ君（立民）

- (1) 保育、幼児教育環境の改善
 - ア 園庭を持たない認可保育所及び認可外保育所の割合並びに子供の置き去り事案の件数の把握状況
 - イ 施設類型による補助や助成の違いに対する認識及びこれらを改善するための方策
 - ウ 4、5歳児対応の保育士配置基準の改善に向けて子供政策への予算を増額する必要性
- (2) 保育所の受入れ拒否により働くことを諦めざるを得ない障害を持つ子供の保護者への野田国務大臣の見解

森田俊和君（立民）

- (1) こども家庭庁
 - ア こども家庭庁は、こどもを真ん中にした政策を行い、こどもを幸せにする家庭の実現をも図る役所であることの確認
 - イ こどもを真ん中に据えるという観点からあらゆる省庁に意見を述べていくことの確認
 - ウ 乳幼児の意見の聴取方法
 - エ 乳幼児も含めた子供の意見の政策への反映方法
- (2) 産休、育休への支援
 - ア 育児休業給付金以外の直接給付を行う必要性
 - イ 休業に伴う人材確保について企業に対する支援を行う必要性
- (3) 学校教育
 - ア 不登校の者や学校以外での学びを希望する者に対する支援策
 - イ 児童生徒の意見の反映方法
 - ウ 学校の主体性を高めるため校長に予算や権限を与える必要性

堀場幸子君（維新）

- (1) 子ども育成基本法案（以下「維新案」という。）における学校の位置付け
- (2) こども家庭庁
 - ア 教育を所掌しない同庁が学校において支援を必要とする子供を発見する方法
 - イ 子供の貧困に係る同庁の対処方針
 - ウ 子供の貧困対策についての学校側の担い手は教員であるかの確認
 - エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの不足が指摘されている中で、学校において支援が必要な子供を発見する機能は十分であるかの確認
 - オ 静岡県における学校をスクールソーシャルワーカー等の専門職との協働型のプラットフォームとする取組を全国的に推進する必要性
 - カ 強い司令塔機能を持つとされる同庁の創設が縦割り型の対応を生んでしまうことへの懸念
 - キ 学校を支援が必要な子供に対する支援の入口とするのであれば、こども家庭庁の創設ではなく、文部科学省と厚生労働省等が一体化した組織を創設する必要性
 - ク 同庁においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの拡充に取り組む必要性

阿部司君（維新）

少子化対策

- ア これまでの政府の取組に対する野田国務大臣の見解
- イ 出産及び子育てに対する支援だけでなく、その前段階となる結婚等への支援を実施する必要性

- ウ 過去の結婚支援策に関する総括及び評価
- エ 若者の所得向上に向けて労働市場と社会保障の一体化を進めていく必要性

早坂敦君（維新）

- (1) 幼稚園、保育所及び認定こども園に就園していない未就園児の数及び措置の内容
- (2) 義務教育年齢を引き下げることについての野田国務大臣の見解
- (3) こども家庭庁
 - ア 同庁における学校の福祉的機能強化の方法及び教育と福祉の連携の在り方
 - イ いじめ問題に対する同庁と文部科学省との連携及び地方自治体における首長部局と教育委員会との連携の在り方
 - ウ いじめ事案について学校等に隠蔽させない強い権限を持つ必要性

足立康史君（維新）

- (1) 児童手当に所得制限を設けている趣旨
- (2) 人口政策
 - ア 外国からの永住及び帰化の状況
 - イ 出生率について目標が設定されていることの確認
 - ウ 将来推計人口の概要
 - エ 将来推計人口において政府が目標としている出生率 1.8 を仮定に置いた推計を行うかの確認
 - オ 政府が目標としている出生率が実現した場合における社会保障費の増大に対する野田国務大臣の見解

浅野哲君（国民）

- (1) こども家庭センター
 - ア こども家庭センターの設置に伴う業務負荷の増大に対応して新たな人材を確保する必要性
 - イ 人材確保に向けた多様なアプローチによる取組の必要性
 - ウ こども家庭センターの全国展開における小規模自治体への対応
- (2) 与野党の議論を踏まえた上での子供コミッショナーの設置についての野田国務大臣の見解
- (3) 障害児のいる家庭への支援策の拡充状況
- (4) 特別児童扶養手当
 - ア 特別児童扶養手当の支給についての所得制限の内容及び趣旨
 - イ 特別児童扶養手当の認定における地域差についての認識及び今後の対策
 - ウ 特別児童扶養手当の認定体制について検討する必要性
- (5) 正常分娩の場合においても医療的行為については保険適用をする必要性

緒方林太郎君（有志）

- (1) 少子化対策
 - ア これまでの少子化対策がほぼ失敗に終わってきた原因
 - イ 希望出生率と実際の出生率との差を政策により解消することの可否
 - ウ 少子化対策についての自由民主党及び立憲民主党並びに政府それぞれの考え方
 - エ 給付つき税額控除の導入を検討する必要性
 - オ 少子化対策における「分断をつくらない」との考えは、インセンティブ付けの制度設計を否定す

るものではないことの確認

- カ 第一子を出産する年齢と少子化の関係についての野田国務大臣の認識
 - キ 卵子の老化について、それを題材としたテレビ番組の放映も含め、高等学校の保健体育の授業等で教育する機会について検討する必要性
- (2) こども家庭庁の創設による新たな権限が十分であるかの確認
 - (3) こども家庭庁設置法案附則第2項に規定する「こどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策」の中に、「子供の権利利益の擁護」が含まれるかの確認
 - (4) 少子化を逆転させる政策に取り組む野田国務大臣の決意

塩川鉄也君（共産）

- (1) こども家庭庁による総合調整権限の在り方
 - ア これまでの子供政策に係る総合調整権限の内容
 - イ 幼稚園型認定こども園における幼児間性暴力事案
 - a 幼稚園型認定こども園の所管府省
 - b 幼稚園型認定こども園に内閣府子ども・子育て本部の総合調整権限が及ぶことの確認
 - c 同事案への対処に際して府省間でたらい回しが起きている可能性
 - ウ こども家庭庁が総合調整権限を発揮できるかの確認
 - エ こども家庭庁は国連の児童の権利委員会が勧告している総合調整を担う機関であるかの確認
- (2) 子供コミッショナー制度
 - ア 子供の権利を保障するために政府による総合調整機関の設置とセットで同制度を導入する必要性
 - イ 政府による子供への権利侵害や不作為に対処するために政府から独立した立場で政府を評価及び監視する機関を設置する必要性
 - ウ 同制度の必要性に係る自公案提出者及び子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（以下「立民案」という。）提出者それぞれの認識
 - エ 児童の権利に関する条約に明記された子供の意見表明権を保障する仕組みとしての同制度の必要性に係る立民案提出者の所見
- (3) 自公案
 - ア 「こどもの養育については、家庭を基本として行われ」という基本理念の規定と同趣旨の法律の有無
 - イ 同規定の趣旨
 - ウ 児童の権利に関する条約における類似の規定と自公案の規定との違い
 - エ 同規定によって家庭の中で苦しむ子供や保護者を一層孤立させる可能性
 - オ 同規定によって家庭の自助努力を強いられる可能性
 - カ 同規定によって母子家庭に自助努力として就労による自立を迫られる可能性

楢淵万里君（れ新）

- (1) 我が国において出生率が低下した原因及び少子化対策が失敗したことに対する野田国務大臣の認識
- (2) 内閣提出法律案
 - ア 内閣提出法律案の成立により、少子化対策の安定財源として消費税の増税や子供保険等により国民負担が増える可能性
 - イ 消費税を廃止して子供国債や教育国債等により財源を確保する必要性
 - ウ 少子化対策の効果が出るまでは国民負担を増やさないことを明言する必要性
- (3) 立民案において子供に関する予算を対GDP比3%以上とするための財源
- (4) 維新案における子供に関する予算の財源